

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令 和 9 年 4 月 1 日 から 令 和 19 年 3 月 31 日 まで

基発0430第1号
令和8年4月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働条件通知書等の普及促進について」の一部改正について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第87号。以下「改正省令」という。）が令和8年4月28日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、平成11年2月19日付け基発第81号「労働条件通知書等の普及促進について」の（別添1）から（別添5）までのモデル様式について、改正省令の内容を踏まえて別添のとおり改めることとしたので、その普及・促進に遺漏なきを期されたい。